

●香川県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月14日から同年3月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸亀停車場線（204号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市山北町722番9地先から 丸亀市山北町465番5地先まで	前	6.5~13.8	357	交通安全施設整備事業による道路改良工事
	後	10.2~67.3	357	